

新東京都GAP認証制度実施細則

令和5年4月1日 5産労農安第157号
一部改正 令和5年11月17日 5産労農安第1108号
一部改正 令和7年7月1日 7産労農安第477号

第1 差分調査による新東京都GAP認証の取得

新東京都GAP認証制度の実施に伴い、東京都GAP認証取得者のうち残存認証期間が概ね1年以上ある者は、新東京都GAP認証制度のチェックシートに掲げる差分項目のみの調査を受け、認証審査会の審議を経て新東京都GAP認証を取得することができる。ただし、認証期間は、東京都GAP認証取得時に得られた認証期間とする。また、差分調査による新東京都GAP認証の取得は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに認証取得した場合に限る。

第2 現地検査の実施

要綱第10条第2項で定める必要な措置とは、ほ場及び集出荷施設等における管理基準の適合状況を検査すること（以下「現地検査」という。）を指す。なお、認証取得者は、現地検査を認証期間内に1回以上受け入れなければならない。現地検査は、現場でGAPの取組みが維持されているかを確認し、必要な指導を行うために実施するものである。

第3 自己点検報告書の提出省略

東京都GAPまたは新東京都GAPの残存認証期間中に新東京都GAPの更新申請するものは、財団地産地消推進課が実施する調査を以って、残存認証期間中の東京都GAP自己点検報告書または新東京都GAP自己点検報告書の提出を省略することができる。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この変更は、令和5年11月17日から施行する。

附則

この変更は、令和7年7月1日から施行する。